

「高等学校等就学支援金 収入状況届出書」を提出される方へ

高等学校等就学支援金の支給について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条に基づき、毎年7月1日現在の保護者等の収入の状況に関する事項について届け出ることになっています。今年7月から来年6月までの支給に関し、該当する方は、保護者等の課税に関する書類等を次の点に注意して、平成27年6月15日(月)までに学校事務室へ提出してください。

※支給を受けようとする方は、毎年届出が必要です。

1 支給額の上限（上段：月額、下段：年額）

就学支援金は、在学する月について、月を単位として支給されます（授業料が定額制の場合は下記の表参照）。

また、単位あたりの授業料が設定されている場合は、1単位あたり4,812円（通算上限74単位・年間上限30単位）支給されますが、在学期間や登録単位数によって一人ひとり補助金額が異なります。

保護者（※1）の 市町村民税所得割額	基本分	加算分	合計 (授業料額が上限)
0円（非課税）	9,900円 (年額118,800円)	14,850円【2.5倍】 (年額178,200円)	24,750円 (年額297,000円)
100円以上 51,300円未満	9,900円 (年額118,800円)	9,900円【2倍】 (年額118,800円)	19,800円 (年額237,600円)
51,300円以上 154,500円未満	9,900円 (年額118,800円)	4,950円【1.5倍】 (年額59,400円)	14,850円 (年額178,200円)
154,500円以上 304,200円未満	9,900円 (年額118,800円)	—	9,900円 (年額118,800円)
304,200円以上	—	—	—

(※1) 保護者が両親の場合には、両方の市町村民税所得割額を合算します。

2 今回の届出に係る支給の期間

今回の届出は、平成27年7月から平成28年6月まで（この間に卒業・転学・退学をした場合はその属する月まで）の支給にかかるものです。

なお、この期間中であっても、保護者の人数に変更があった場合は、加算支給額が変更されることがあります。その場合は、学校に申し出てください。

3 課税に関する書類と市町村民税所得割額の確認方法

お住まいの市町村で、所得課税証明書、非課税証明書など、保護者全員の課税状況が分かる書類を取得し、提出してください。その際の注意事項は、次のとおりです。

(1) 証明書に記載された課税年度

今回ご提出が必要な証明書は、「平成27年度の課税状況」が分かる証明書です。市町村の窓口で、年度を誤り「平成26年度の所得課税証明書」等を取得しないよう注意してください。

(2) 証明書の種類

市町村の窓口で、証明書の種類を誤り、「所得証明書」を取得しないよう注意してください。

(3) 市町村民税所得割額の算出

市町村によって証明書の様式が異なります。次のパターンに応じて、保護者全員の市町村民税所得割額を確認してください。なお、「均等割額」及び「県民税」は、加算支給の可否等には関係しません。

①「所得割額」が直接記載されているパターン

証明書に記載されたそのままの額で、加算支給の可否等を確認できます。

ただし、証明書中に「減免額」が記載されているときは、「所得割額」が減免後なのか減免前なのか、確認が必要です。

②「税額控除前所得割額」又は「算出所得割額」が記載されているパターン

「税額控除前所得割額」又は「算出所得割額」のほかに、次の5項目が記載されています。「税額控除前所得割額」又は「算出所得割額」から①～④を差し引いて(※2)、「所得割額」を算出してください。

- | | | |
|-------------------|---------------|----------|
| ①税額控除等 | ②住宅借入金等特別税額控除 | ③寄附金税額控除 |
| ④配当割額・株式等譲渡所得割額控除 | ⑤均等割額 | |

(※2) 差し引いた額に100円未満の端数がある場合は、その額を切り捨ててください。

例) 4,120円→4,100円 ※⑤均等割額は、差し引かないでください。

4 申請手続き等

(1) 提出書類

- ①「高等学校等就学支援金 収入状況届出書」
- ②保護者等(※3)の市町村民税所得割額が確認できる書類(以下のいずれか一つ)
平成27年度の所得課税証明書(原本)、非課税証明書(原本)、
特別徴収税の決定・変更通知書(※4)(写し)、納税証明書(写し)(※5) 等

※3 保護者等とは、原則親権者です。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当します。この場合は、上記証明書に生徒本人の健康保険証(写し)を添付してください。
※4 特別徴収税額の決定・変更通知書は、保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合のみ可。
※5 写しは、A4サイズで、氏名・市町村民税所得割額がわかるよう鮮明にコピーしてください。

(2) 提出先及び提出期限

平成27年6月15日(月)までに学校事務室へ提出してください。

【就学支援金の書類の提出方法や支給の開始時期等に関するお問い合わせ】

学校法人 松翠学園 岐阜女子高等学校 担当 水野・渡邊・谷口

電話：058-245-2670 FAX：058-247-9481

【就学支援金の制度に関するお問い合わせ】

岐阜県庁 環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係

電話：058-272-8240